

平成 21 年 9 月 29 日

中央教育審議会
キャリア教育・職業教育特別部会 様

財団法人 産業教育振興中央会
会 長 茂木 友三郎
理事長 浦野 光 人

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について
(審議経過報告)」への専門高校等の要望・意見について

貴部会における、標記の審議経過報告への、本会としての要望・意見を提出いたしますので、答申に向けての十分なお検討いただきますようお願い申し上げます。

1. 後継者・労働者育成への危機(専門高校の減少問題)

専門高校(農業・工業・商業・水産・家庭・看護・情報・福祉等)は、「農林・水産」「モノづくり」「社会生活」などの各産業・業種に、専門的知識・技術・技能を身につけた、次代を担う専門的職業人(スペシャリスト)を多く輩出し、我が国の産業経済、地域社会の発展に大きな役割を果たし、今後も、その役割を担うこととなる。

しかし、少子化等に伴う各県(都道府市等)での高等学校の再編が進む中、専門高校、専門学科の統廃合、学科改編及び規模縮小が普通科以上に進み、高等学校生徒数の専門高校関係在学率は、昭和 40 年代までは 40% 台を推移し、昭和 50 年代に入っては年々減少し昨年度からは 20% を下廻る厳しい状況である。(普通科は 73% 程度)

さらに、専門高校の専門学科が小規模の総合学科となる傾向があり、生徒の個性を生かした主体的な学習を通して、夢や希望をかなえる目的を目指す総合学科が本来の趣旨に沿わなくなっているとも言われている。

専門高校は、普通科高校に比べ、実験・実習用施設・設備の整備等や専門学科教職員の配置など、学校運営経費が多く見込まれることから、いわゆる三位一体改革での産業教育施設・設備の国庫補助制度の廃止に伴い、各県等では、財源措置に困難をきわめている。また、大学の増加に伴う高等教育進学への高まりから普通科枠は概ね維持され、専門高校が格下に見られる傾向から普通科偏重が進み、専門高校、専門学科を目指す中学生の減少が統廃合等の対象とされている実情にある。

専門高校の統廃合等により、専門的職業人を目指し学ぼうとする、大都市圏及び都市部以外の市町村在住の生徒の多くは、遠距離通学を強いられ、あるいは、通学困難な状況から居住地近隣の普通科高校への進学をせざるを得ない状態が生じているなど、中学校における進路指導とともに後継者、労働者の人材育成に影響を与えていると考える。

2.我が国の経済・社会発展への投資を(専門高校の必要性)

我が国の産業経済、地域社会の発展、近年の各産業での団塊世代の退職、特に、食料の確保、自給率を高める上で必要な農業・水産関係労働力の高齢化に対する後継者の育成とともに、国民の高齢化社会等のニーズに応じた介護、看護などの地域生活支援サービスに必要な人材の育成が急務である。

また、各県等での農産・水産物及び工作・工芸品などの産地特産品の積極的なPRは、「地域興し」、「地域からの発信」のためであり、耕作、収穫及び制作、販売などに携わる担い手、後継者育成の中心は、これまでも、今後も専門高校であることを踏まえ、その充実への力を注ぐことは地域・我が国の活性化・発展に資することとなる。

このように、高等学校の再編に際しては、我が国の地域社会、経済を見据え、職業人の育成への重要性を踏まえ、生徒の個性及び目的志向、地域性などを考慮しつつ専門高校、専門学科の拡充を進め、それぞれの学校ごとに十分な施設・設備を早急に整備することが必要である。なお、専門高校の各県等での統廃合等に伴い、生徒が通学のための移動手段の確保、交通費の支援、あるいは必要に応じて寄宿舎、(県に1校程度の水産高校、看護学科等で実績あり)等の整備、支援が必要である。

我が国の産業、地域経済の発展、新たな雇用の創出への対応、地域社会を支える次代を担う職業人の育成、人材確保・要請に応えるためにも、普通科の在り方の見直しを進め、今一度、職業人育成の中心である専門高校、専門学科等の拡充と充実に向けての財政支援、財源を投資することは、国及び地方公共団体等の最重要な責務と考える。

◎課題事項例

- ①「産業教育振興法」の趣旨に基づき、三位一体改革で廃止の国庫補助の復活と補助率の嵩上げ(教育水準の向上、経済対策や産業界の活性化)
〔 農業科の大型機械、工業科の技術革新に応じた施設機器、水産科の実習船建造、
家庭科の機能的調理機器、看護、福祉等の実習用ベッドなど大幅な整備 〕
- ②専門高校専攻科(2年)の法的整備を行い、大学3年編入学、短大専攻科入学資格の制度構築(5年一貫教育の充実、保健師、助産師等国家資格取得など)
- ③我が国の後継者育成の観点から普通科の減少を進め、専門学科の設置、拡充に向けた高等学校の再編整備(職業人育成、生徒の目的志向に対応)
- ④総合学科の特色を生かす教育のため、一定規模の確保、小規模化の改善(生徒の学び・目的志向に対応)
- ⑤産業界と連携強化を図り、専門高校での指向上に資するため、企業等の技術者の雇用促進(免許制度の改善、企業退職者の再雇用)
- ⑥企業等の工場、農場等における長期(1ヶ月以上)のインターンシップ等の確立・制度化及び協力企業への助成などの優遇措置(企業等の教育力の活用)
- ⑦教員の技術向上への技能研修の充実と大学等での長期研修等の確保(資質向上)
- ⑧専門高校からの大学等への進学実績を、小・中学生に向け積極的な情報発信(産業教育の大切さ、専門高校、専門学科の理解啓発)
- ⑨大学を志願する専門高校生の学習の特性(資格、検定等)を踏まえた入学選抜、入

- 学卒の拡大（専門高校生の向上心、技術向上）
- ⑩小・中学校における、大学等への進学を中心とした普通科志向の進路指導の改善及び保護者の理解（生徒の個性、目的志向対応及び理解）
 - ⑪小・中学生の将来の職業選択のために必要となる職業教育指導（キャリア教育を含む）の位置付（勤労観・職業観の育成）
 - ⑫高校入学後六ヶ月程度（２学期）での転校、転科への弾力的対応（進路変更希望者の再チャレンジ及び中途退学への対応）

3.審議経過報告への意見

高等学校における普通科教育が重視されている現状において、このたびの各学校段階を通じたキャリア教育・職業教育の在り方について、中教審で審議され、審議経過報告の現状分析と課題提出、中長期的展望に立った改革の基本方向性、高等学校教育における現在の課題の指摘は、基本的に同意するものである。

人間の発達と生涯を見通し「働くこと」「生きていくこと」など、キャリア教育・職業教育が目指す社会的自立・職業的自立に向けた必要な知識・技能・態度を育成する方向性は、発達段階に応じた体系的な取り組みが大切であり、我が国の労働者人材育成のための産業教育・職業教育の推進を図る上での課題である。

〈P.16〉

(1)普通科における職業に関する教科、科目の充実

経過報告にもあるように、職業体験などキャリア教育の実施などや職業教育通じて「働くこと」の意義や実行力を育成する力としての、勤労観・職業観を身につける方策を示すことは大切な事であり、キャリア教育など生徒一人一人へのきめ細やかな指導を行うキャリア・カウンセリングの専門人材の配置などを進めることの提言は適切なことである。

しかし、「普通科における職業教育」を充実のために、職業に関する教科、科目を導入するには、教職員の配置や施設・設備の面などを含め実際的な課題が多いと考えることから、学校のすべてを通じての教育活動、学習を人間の「生活」の視点で深めることが必要であると考えられる。

例えば、総合学習の時間の活用、総合学科の「産業社会と人間」の活用、また、すべての高校生が学習している必修教科「家庭」の中には、様々な希望進路や地域産業などの関わりが考えられるケースが多く見受けられ、共通教科「家庭」での施設・設備の有効活用も図れるとともに、担当教員の職業に関係する資質向上を期しながら、職業教育の指導に活用することも一方策と考えられる。

〈P.14〉

また、「総合学科については、原則履修科目となっている「産業社会と人間」を含め、指導体制など学科の在り方、現在の学科の区分の在り方についても、今後の検討課題」との指摘がある。

このことは、普通科も含め多くの専門高校、専門学科が総合学科へ再編されつつあり、本年度も総合学科が10校ほど増加している。しかし、小規模化していることから、限られた施設・設備、教職員数の問題から多様な科目の設定が出来ないため、生徒の個性を生かした主体的な学習を通して将来の職業選択を視野に入れた学習、目的志向に沿っていないと言われていること。また、「産業社会と人間」の指導方法と内容を含め、是非、成果と問題の検証が必要と考える。

〈P.18〉

(2)専門高校に対する期待と役割

「専門高校は、これまで・・・・・・・・その中でも「専門高校は、ものづくり等の実践を行うことにより、専門的な知識・技術や創造性、応用力等の育成を行い、普通科とは異なる魅力ある教育を展開してきた。」と明示され、専門高校での教育活動が高い評価をいただいている。

しかし、専門高校の学科は多種多様であることから、「ものづくり等」としてのくくりで表記するのではなく、農業・水産・商業・家庭・看護・福祉など「モノづくり」以外でも、専門教育に係る課題研究を行うなど創造性、主体性、自主性を発揮するとともに、専門高校では、心の育成など全人格の成長を見据えながら教育活動を実施しており、その機能・役割を明確に位置づけて記述されるようお願いしたい。

「また、わが国の経済成長の中で、・・・・・・・・社会的要請にこたえるため、これまでも工業や農業などの拡充・整備を図るとともに、看護や福祉、情報といった新たな職業教育のニーズに対応してきた。今後も、専門高校は、・・・・・・・・職業教育を行う機関としての役割を果たしていくことが必要であり、国及び地方公共団体は、その責務として、職業教育の振興をはかるように努めなければならない。」と明示され、国及び地方公共団体の責務と専門高校の意義・必要性の提言は高く評価するものである。

なお、介護・看護・福祉や情報の新たな職業教育のニーズには対応してきているが、近年の専門高校の減少状況から「拡充整備」ではなく、農業や工業・商業・家庭などはむしろ「整理縮小」の方向にきていると思われる。また、近年、介護士などの育成に外国人の活用など、今後、我が国としてどのように対応するのが課題であると考え。

また、中小企業白書によりますと我が国の経済など支える企業の状況は、99%が中小企業に分類され、雇用者数では全企業の70%が中小企業であり専門高校生の多くが就職している。

さらに、ヨーロッパの多くの国では、大学進学を目指す普通科高校は50%前後で、職業学校が40%前後とも言われています。

このようなことから、我が国においても労働者の育成のためには専門高校が必要であり、一定程度の「普通科」を「専門学科」に転換するなど、専門高校の拡充整備に向ける時期に来ていると考える。

〈P.20〉

(3) 施設・設備の改善・充実

専門的な知識・技術・技能の教育の内容・方法を支えるのは、教員の資質向上とともに、施設・設備の充実が重要な基盤であることから、「産業教育振興法」の趣旨などに基づき、その必要性を具体的に整備を進めることの重要性について配慮されたい。(例えば、三位一体改革で廃止された国庫補助の復活などを含めた、国などの整備方針を明示を打ち出せないか)

また、施設・設備については、各学校の画一的な整備ではなく、それぞれ特色化をもたらす施設・設備整備の在り方を明示し、地域性の考慮などの必要から拠点校方式も一つの方策として考えられる。この場合は拠点校への移動の手段、交通費が課題である。

〈P.21〉

(4) 「専門高校の5年制化」

「職業の多様化、科学技術の進歩等を受け・・・・・・・・、例えば看護のように、分野によっては修業年限3年の本科における高等学校教育だけでは十分な教育を行うことができない点が課題」としているが、農業、工業、商業、家庭などにおいても、人材の育成に必要な高度な職能・技術などの習得において、比較的長期実習を必要とするケースや資格試験に対応するためにも、専攻科の充実の在り方についてご指摘のように課題である。

ただし、高校看護科では、平成14年度から、准看護師教育の専門教科の単位数が大幅に増加することにより、多くの看護高校は本科3年と専攻科2年を継続した「5年一貫教育」に移行して5年制化し看護師養成を行っているので、本科3年での「例えば看護のように」との例示の課題はない。

看護専攻科の2年間は、短大、専修学校専門課程（専門学校）と同じカリキュラムを履修して、同じ国家試験を受験しているのにも関わらず、学校教育法上の位置付けが対応されていないことが課題である。

〈P.22〉

(5) 高等学校専攻科のあり方と高等教育機関との継続

「高等学校専攻科と高等教育機関の円滑な接続を図ることは、・・・・・・・・、今後、制度的な課題について、高等学校専攻科の教育制度上の位置付けの在り方、大学教育の国際通用性にも留意しつつ、積極的な検討が必要である。」との提言は、各分野各学科においても、専攻科2年修了後に大学3年への編入学が可能となれば、専門的職業人の育成面や専門高校生の学習意欲への向上面において意欲が高いものとなる。

特に、看護校長会では、看護の資質能力を高めるとともに、地域社会において必要となる保健師や助産師の資格取得を目指す生徒が増えつつあることから、「専修学校からの大学3年への編入学が可能になった時点」の平成11年以降、専攻科（5年一貫教育）からの大学3年編入学の途が開かれるよう要望してきているもので、是非お願いしたい

ところである。

このことについては、関係当局において検討され、特に、平成20年12月の文科省初中局「高等学校の看護教育に関する検討会の報告」においても「要検討」としており、さらに、また「検討」を続ける段階ではなく、早急に具体化していただきたく「大学3年に編入できる法整備を急ぐべきである」などと、具体的に踏み込んだ記述を切に要望する。

(6) (その他)

○ 専門高校から大学等への進学に向けて

近年の技術の高度化への対応、さらには専門性を高めるために深く学びたいという生徒が年々増加している現状を踏まえ、専門高校生の特性を踏まえ、センター試験、大学での試験科目に専門教科、科目の導入及び資格、検定を活用することについての明示をされたい。

また、各大学等における専門高校生の特別枠の確保とともに、その枠の拡大、特に国公立大学における特別枠の拡大に向けての必要性をお願いしたい。

さらに、高校における職業教育、大学における職業教育の視点のみではなく、一貫した職業教育の重要性から、インターンシップの必修化とともに実験・実習を中心とした職業実践に特化した大学の在り方について考慮されたい。

○ 企業等への協力要請

労働者育成のため、企業の教育力を活用する長期インターンシップやデュアルシステムを引き受ける、協力企業への助成などの特別措置の方策及び社会的評価面について検討されたい。

デュアルシステムについては、学校からの協力依頼のみではなく、企業から学校に働きかけるシステムの構築の検討について考慮されたい。

○ 基礎技術・技能の修得の時期

人間は個人差はあるが一般に10～18歳位までは柔軟性があり、感性が発達するとも言われ、十分な技術・技能の修得には、発達段階からみて高校生などの少年時代である(適時性)と多くの関係者が指摘している。

中央教育審議会

キャリア教育・職業教育特別部会長

田 村 哲 夫 殿

社団法人全国高等学校 PTA 連合会

会 長 高 間 専 逸

「キャリア教育・職業教育」に関する意見

このことについて、当団体にも意見を求められましたことについて、感謝いたします。高等学校の保護者の立場から意見を述べさせていただきます。

① 「高校生と保護者の進路に関する意識調査」について

全国高等学校 P T A 連合会（以下、全高 P 連と略）では、平成 15 年度からリクルート社と協同で隔年に「高校生と保護者の進路に関する意識調査」を行ってきました。本年、第 4 回の調査を昨日から 10 月 13 日まで全国 27 高等学校におきまして、高校 2 年生とその保護者を対象に行っているところであります。

平成 19 年度に実施した調査結果の注目すべき点を申します。「なぜ働くのか」というテーマで高校生と保護者の間で「話し合ったことがある」という高校生は 16%で、保護者は 53%が回答しており、ここに大きなギャップが見られます。高校生は保護者と話していないと思っているが、保護者はコミュニケーションがあると思っています。

本特別部会では、今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について諮問されていますので、学校教育については十分審議されていると思いますが、地域との連携、関係府省間、組織間連携にとどまらず、家庭の中で保護者と子どもの間で生き方や進路について話題として話し合うよう学校からも指導していただきたい。申すまでもなく、当全高 P 連では、保護者と子どもの向かい合いを健全育成上の重要課題として絶えず提唱してきているところであります。

② 学校教育における基礎・基本について

経済産業省の資料「組織や地域社会の中で多様な人々とともに仕事を行っていく上で必要な基礎的な能力」、及び厚生労働省の資料「企業が採用に当たって重視し、基礎的なものとして比較的短期間の訓練により向上可能な能力」と、それぞれ『社会人基礎力』『就職基礎能力』として「審議経過報告」の 100 ページに基礎力が示されています。この基礎力をぜひとも高校生に身につけさせていただきたい。個々の具体的な職業・職場に関する知識はさることながら、このような基礎力と向上心・責任感・主体性・協調性といった基本的な態度・精神を中学校・高等学校で養われることを心より期待します。人に基礎力・基本的態度がありますと、自分が取り組むどのような仕事にも努力・精勤することができると思います。

③ 学校と産業界をはじめとする地域の連携について

キャリア教育の一環として学校と地域の連携で行われている職業体験学習やインターンシップの中で、高校生が学ぶホンモノとの直接体験は重要です。そのために、今後は社会の一員として活躍されている様々な職種の方々の参加が求められます。

保護者・PTAも地域の一員であります。学校がPTAの組織を通して、あるいはPTAを地域の一つとしてキャリア教育に活用してはいかがでしょうか。様々な職種の保護者がいます。

学校教育からの求めに応じられるよう私ども全高P連も、キャリア教育・職業教育に協力できるように考えているところであります。

④ 社会人の職業観について

貴会では、青少年育成の視点から審議して報告されていますから、限界がありましようが、大人である社会人の職業観、職業への意識も大切であります。

そのためには、生涯を通して一貫した取り組みをすることが必要ではないかと考えます。社会全般で取り組むこと、学校として取り組むこと、保護者・家庭が取り組むことを明確にする必要があります。働く姿が見えにくい昨今、家庭では保護者が自らの職業に誇りをもって子どもに語り、職業について、職業観について意思疎通を図ることが重要だと考えています。

私たちは、今年度も4回目の「高校生と保護者の進路に関する意識調査」を実施していますが、結果を分析し、家庭における職業教育の現状を示し、それを踏まえて今後どうあらねばならないかを協議して、情報を発信していきたいと考えております。

全教委連第 1 1 3 号
平成 2 1 年 9 月 2 9 日

中央教育審議会
キャリア教育・職業教育特別部会長
田 村 哲 夫 様

全国都道府県教育委員長協議会
会長 木 村 孟

全国都道府県教育長協議会
会長 大 原 正 行

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」に関する意見について

平成 2 1 年 7 月に明示された「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の審議経過報告に係る以下の項目について、意見を表明します。

1 キャリア教育の中核となる時間（「産業社会と人間」等の教科・科目）を高等学校の教育課程に位置付けることについて

審議経過報告の、「高等学校におけるキャリア教育の重要性」においては、今後は、「学ぶこと」や「働くこと」への意欲や積極的な態度を育成するとともに、卒業後の進路を問わず、高等学校卒業の段階において、社会の中で自らのキャリア形成を計画し、実行できる力を育成することが重要であると示されています。

このことから、「産業社会と人間」又はそれに類する教科・科目等のようなキャリア教育の中核となる時間を教育課程に位置付けることは有効であると捉えていますが、高等教育機関への進学者の多い高等学校もあることから、生徒・保護者のニーズ、特色あるカリキュラム編成を行っている高等学校への影響等を勘案し、選択科目として設置するなど柔軟な対応が必要であると考えます。

以上のことを踏まえ、「産業社会と人間」又はそれに類する教科・科目等の設定科目の「ねらい」に沿った年間指導計画等の好事例の提示や検定教科書として位置付けを図るよう要望します。

2 実務経験を有する者の教員への任用の促進について

熟練技術者の大量退職に伴う世代交代の時期を迎え、産業界の人材ニーズは高まっております。また、専門高校を卒業する生徒の約半数は就職している状況にあります。その一方で、専門高校が置かれている状況は、職業人として必要な専門的知識・技能等の高度化への対応が不十分であることが課題として指摘されております。

その一つの解決策として、実務経験を有する者の教員への任用の促進があげられています。

たしかに、実務経験を有する者の任用により、担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を教科指導や教員研修に生かすことが期待できます。

その際、豊かな人間性・開かれた社会性があり、かつ、教育者として必要な熱意と識見を持っている者を選考により採用するとともに、採用前には教育者として必要な基礎的知識や技能についての研修を実施することが必要です。

しかし、それでもなお、実験・実習の指導以外の教育活動の側面から捉えると、生徒指導や学級経営などの面で、一般教員との経験の差に起因する様々な問題の発生が懸念されるところであります。

このことから、実務経験を有する者の活用にあたっては、教員としての任用のみならず、今後とも引き続き特別非常勤講師制度を積極的に活用するとともに、企業と連携した外部の熟練技能者の講師招聘や、現職教員の企業派遣を拡充することが望ましいと考えます。

平成 21 年 9 月 29 日

中央教育審議会
キャリア教育・職業教育特別部会長 田村哲夫様

今後の学校におけるキャリア教育・職業教育のあり方について
(審議経過報告)に関する意見

全国国公立幼稚園長会

近年、若者の社会人としての自立の状況については、さまざまな課題が指摘されており、キャリア教育・職業教育の重要性については、本会としても十分認識している。

本報告は、後期中等教育、高等教育段階に焦点をあてて検討された経過報告であるため、感想的な意見になるが、キャリア教育・職業教育に関して幼稚園教育に携わる立場から若干の意見を述べる。

記

- 本報告には、今後、将来の自立の基礎として義務教育段階からの勤労観・職業観の育成が不可欠と示され、その際、義務教育及びそれ以降の教育の基礎を培う就学前教育の充実の重要性にも触れられている点を評価したい。
- P 4 から始まる「経済・社会の現状と課題」の中に、社会の変化の中で、求められる知識・技能や人材ニーズが高度化していることが示されている。しかし、ニーズの高度化への対応と勤労観・職業観の育成は、関連している面と別の課題の面もあると考える。高度化しているニーズに対してどこまで後期中等教育段階で学習させるのか高等教育段階にゆだねるのかを明確にしないと、高校生は「夢や希望を描きにくい状況」になりやすいと感じた。
- PC を操るなど、汗して働かなくても生活することが可能な時代であり、それを「人生の勝ち組」と考える風潮が生まれているのではないかと懸念を抱いている。「働く」ということは、自分の生を維持し自己実現していく大事な場だと考える。
- キャリア教育・職業教育の体系的な推進に当たって、子供の発達段階を的確にとらえた発達課題を踏まえて、重点の置き方を工夫することの大切さについて記載されており、本会も同様に考えている。
- 例えば、幼稚園教育においては、「幼稚園教育要領」の領域「人間関係」の「内容」に、「友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見出し、工夫したり、協力したりなどする。」と示され、また、その「内容の取り扱い」には、「・・・人とかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。・・・」と記載されている。共通の目的をもってそれを達成しようとする、人の役に立つことを喜ぶことなどは、社会人として生きるうえで大切な事柄であり、勤労観・職業観の基盤になると考える。こうしたことが、子供の発達段階に応じた課題であり、これらを一人一人の幼児の心に実感をもった体験となるように指導することが、幼稚園教育におけるキャリア教育・職業教育と考えている。
- 正しい勤労観を培うためには、幼児期から、人に対する信頼感、人の中で生きていくことを喜びと感ぜられる力を育てていくことである。
- そこで、幼稚園では、例えば、地域の伝統行事への参加や地域の商店街等へ積極的に出かけ、人々が働いている場面や様々な仕事に触れさせる機会を設けて、様々な仕事があることを感じ取らせるようにしている。こうした体験を通して人に対する信頼感が育つとともに社会の中に生きる市民の一員としての意識がはぐくまれると考えている。
- また、そうしたかかわりの中で、人の役に立つ喜び、人とのかかわりのなかで自己表現、自己実現していく喜びを体験するとともに、自分の能力や特性などについて漠然と感じ取れるような感性をはぐくむ教育を推進しているところである。

平成 21 年 9 月 29 日

中央教育審議会

キャリア教育・職業教育特別部会

部会長 田村 哲夫 様

全日本私立幼稚園連合会

今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方についての意見

キャリア教育・職業教育の諸課題について、熱心なご議論を重ねられ、答申へ向けて精力的な作業をいただいておりますこと、心より感謝申しあげます。

このたびご依頼いただきました標記の件につきまして、本連合会の考えを、下記の通り急ぎ取りまとめました。お取り計らいのほどよろしくお願い申しあげます。

記

○キャリア教育・職業教育における幼児教育とのつながりと重要性

高度に文明が進化し、社会における年功序列が崩壊し、学歴信奉も将来の人生を確実にすることができなくなった世の中で、若者が目指す人生モデルを提示することは非常に難しくなってきたと言えます。社会現象として現れていることは、中教審に諮問された概要のとおり、職業教育の難しさであり、ニート、フリーターの問題であり、早期離職率の高さであると思われます。

その社会的な問題と、幼児期の教育や保育の質は、時間軸ではかなりの開きがあるものの、確実に連なっているいくつかの事柄があるように考えます。幼児期から児童期前半までの育てられ方が、社会での職業生活に大きな影響を及ぼしていると思われます。

1 社会で働くということ、基本的信頼関係の構築

働くことは、言わずもがな報酬によって経済的な自立を得ることであるのと同時に、働くこと自体に、自分のためだけではなく、人や隣人、社会のためという実感がが必要です。小さい頃から家庭内での手伝いや仕事で、家人か

ら「ありがとう、助かるよ」「おかげでうまくいったね」など認められた嬉しさによって、家族の一員を実感し、喜びを感じます。身近な人から受けるそのような関わりが、社会で働くときの基礎的な条件であるのと同時に、家族や親しい人との間で培われる人に対する信頼関係の構築が、社会で働く基礎部分です。残念ながら、それが崩壊している家庭が見受けられます。

2 社会では丁度よい塩梅（アンバイ）が求められる

子どもたちは小さいときから、失敗を繰り返し経験することで丁度よい塩梅を徐々に体得していきます。現在でも約80%の子どもは3歳くらいまでは家庭で育てられ、その後に集団生活を初めて経験します。家庭生活では、少子の影響や核家族の進行で、子ども同士が正面からぶつかり合う経験などが難しい状況であり、幼稚園の入園を機会に、同年齢の子どもとの本気のつきあいが始まると言っても言い過ぎではありません。当然のように、園生活においては経験不足による様々な失敗や事故、事件が発生します。

他児の使っている砂場用スコップを、声もかけずにもぎ取ってしまったとたん、奪い取られた子どもは相手の顔を一瞬にしてひっかいたりします。自分の好きな特定の子どもの横に座ってお弁当を食べたいのに、違う子どもと座っているのを見て、その子を突き飛ばして机の角で額に怪我をさせることもあります。子どもとの接し方の未経験な子が日常見せる姿です。そこから保育者に支えられ、繰り返し関わられることで、徐々に声のかけ方や接し方を自らの体験でゆっくりと会得していきます。

ひっかかれた子どもの保護者からのクレームは強烈で、それに耐えかねて、できるだけそのような事案が起らないように防御しふたをしてしまう園関係者も多く、結果的に、自分で体験し、様々試すことができないまま育ってしまうことも珍しくありません。将来的に、丁度よい塩梅がわからない大人が増えることにつながります。

社会の中で仕事をするときの必要条件是、自分の思いを主張することと同時に、周りの人の意見を受け容れ、折り合いをつけながら力を合わせて遂行することなのですが、そのことを理解していない大人が育ってしまっていると思われまます。

3 社会では適度な攻撃性や自発性も必要

社会では、適度な攻撃性も必要です。スポーツも受験もそうであり、営業成績を競い合うということもあります。会社間の商品開発競争も、人間の幸せを倫理的基準として、他社に負けることのない良い商品を開発するエネルギーは必要です。

また、自発性も幼児期の発達課題の重要な要素で、この時期の子どもに与えられている「何度言っても聞かない」「しつこく何度も同じことをする」など、納得するまでやり遂げようとする意欲の発芽が大切にされなければなりません。しかし、高度に文明が発達し、周りには便利な道具や機能が満ち溢れていて、試したりすることが許されなくなっています。

さらに、大人からいつも正解を要求される傾向も強くなり、ぶつかり合いによって相手を傷つけたり、傷つけられたりする失敗の経験は少なくなっていて、人との関係の調節を学ぶ機会が奪われています。最近よく語られている、あきらめ、無気力、無関心、意欲の無さ、KY等が指摘される結果となっています。

4 働くモデルが子どもに見えにくい環境

子どもが大人の働く姿を見る機会は減少しています。1960年代くらいまでは第一次産業が主な産業で、当時は、農業、漁業、工場、商店等での労働などが子どもたちの周りで行われ、子どもが大人の働く姿を見る機会は多くありました。第二次産業から、サービス業を中心とする第三次産業へと労働形態が変化する中で、保護者や近隣の大人が額に汗して働く姿を子どもたちが目にする機会は減少しました。

子どもたちが目にするのは、疲弊して家で疲れをいやすくつろぎの姿や、消費者としての姿が多くなり、労働のモデルとはなり得なくなっています。幼児期だけの課題ではありませんが、これも職業への意欲に大きな影響を及ぼしていると考えられます。

以上

平成 21 年 9 月 29 日

中央教育審議会
キャリア教育・職業教育特別部会
部会長 田村 哲夫 殿

日本私立小学校連合会
会長 平野 吉三

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」
の意見書

審議経過報告を拝読し、日本私立小学校連合会より、意見を申し上げます。今後の審議の参考にしていただければ幸いです。

1. 審議の基本的な方向について

『審議経過報告書』を拝読する中で、高等学校への進学率約 97%、高等教育機関への進学率が約 77%まで高まり、およそ 8 割の若者が高等教育を受けているにもかかわらず、最近 10 年間における学卒人材に対して、約三分の一の企業が人材の質の低下を指摘していること。また、60 万人超に及ぶ若年無業者、170 万人超に及ぶフリーターの存在や高い離職率（中学校卒で約 7 割、高等学校卒で約 5 割、大学等卒で約 4 割が就職後 3 年以内に離職）の現状を踏まえ、我が国にとっては人材こそが最大の資源であるとの認識から、「勤労観・職業観をはじめ、社会的・職業的自立に必要な能力等を、義務教育から高等教育に至るまで体系的に身に付けさせていくこと」の必要性を提言されていることには賛同したい。

2. 小学校段階におけるキャリア教育・職業教育について

小学校段階では、児童の発達段階から考えて、特別に時間を設定してキャリア教育や職業教育を実施する必要はないと考える。小学校段階では、むしろ将来仕事を持つために身に付けておかなければならない基本的なことを十分指導しておくことが大切である。つまり、自我や将来に目覚める前段階で断片的に職場や仕事を体験するのではなく、自分と社会との関係を築いていく基本を身に付けさせておく方がより重要ではないだろうか。

例えば、家庭とも連携を図りながら、家のお手伝いを通して自分の役割を身

に付け家族の一員として自覚させたり、他人との挨拶の仕方や時間のまもり方、また人と関わる時のコミュニケーションの取り方、自分と他の人との関係を築く力など、社会性を身に付けておくことが、仕事をする上では大切になってくることを学ばせたい。

3. 勤労を重んずる態度を養う実践例

小学校段階では、教育基本法の第二条(教育の目標)「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造力を培い、自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う」ことが重要である。しかし、これはキャリア教育として特別に時間を設定しなくても、現行の学習指導要領を実践していく中で十分可能であると考ええる。

例えば、多くの小学校で日常的な活動として実践している、清掃活動、学級での係活動、課外活動、委員会活動、地域清掃等のボランティア活動などを通して、教師からやらされているということではなく、自分から自主的、意欲的に取り組むような態度の育成等である。

また、高学年では、社会科の「産業」の単元において、調べたい産業についてインターネット等で調べるだけでなく、実際に会社や工場訪問の機会を設け、製品の製造過程やそこで働く人たちとの交流を通して、自分も将来「こういうものを造りたい」とか「こういう人になりたい」といった、夢や希望を抱く子どもも少なくない。小学生には、こうした勤労意欲や夢と希望を持たせることがより重要なことである。

子どもの成長発達段階から考えて、小学校段階においてこうした学習や体験を通して、生きる力や社会性、勤労意欲を十分育てておくことが、前述の若年無業者・フリーター・高い離職率の問題を解決していく前提条件になるのではないだろうか。

以上

団体名：日本私立小学校連合会

事務局長 園田達彦

東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 5F

電話：03-3261-2934

FAX：03-3261-3003

E-mail: sonoda@abc.shigaku.or.jp

平成 21 年 9 月 29 日

中央教育審議会
キャリア教育・職業教育特別部会長
田村哲夫様

社団法人日本 P T A 全国協議会

中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会
審議経過報告について

審議経過報告では、「義務教育のキャリア教育は、小学校段階では、社会生活の中での自らの役割や、働くこと、夢を持つことの大切さの理解、興味・関心の幅の拡大、自己及び他者への積極的関心の形成など、キャリア教育を通じた社会性、自主性・自律性、関心・意欲等涵養に重点が置かれる。中学校段階では、その基礎の上に、キャリア教育により、社会における自らの役割・生き方を考え目標を立てて計画的に取り組む態度の育成や、社会・経済の現状についての基本的理解、勤労・職業の社会的意義・役割の体験的な理解等に重点が置かれる。一方、職業への移行が近づくにつれ、職業に従事するための実践的な職業教育や、本人の自主的・自発的なキャリア形成を支援する観点からのキャリア教育に置かれることとなる。」としたうえで、「これらの観点及び発達段階を踏まえた対応等については、今後更に具体的な検討が必要である。」と書かれています。

義務教育段階でのキャリア教育は、学校での取り組みも充実し非常に良くなってきたように思います。多くの児童・生徒が純粋に社会貢献の仕事に関心を持ち、職場体験学習で体験した多くの経験から、新たな仕事の夢を描く子ども達も増えております。

ただ、この取り組みは学校だけで充分なのでしょうか。学校、家庭、地域の連携が叫ばれておりますが、学校の授業となると、保護者ですら現状を知らないクローズな状況となります。学校の取り組みは多くの保護者や地域の方に知られることで効果が高まる内容が多いと思います。特に、キャリア教育はその代表的な取り組みであると思います。

今後の検討にあたり、保護者や地域の方へのキャリア教育の周知について、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について

全国市町村教育委員会連合会

我が国の産業構造、とりわけ就業構造の大きな変化が若者の契約社員やフリーターを増加させている。特に問題なのは、就業意思のある若者の思いが現在社会で受け入れられない現状のあることである。その根底には経済的な不況がある。雇用問題、特に将来を担う若者たちの雇用対策は、文部科学省だけでなく、厚生労働省や経済産業省など関係機関が密接に連携して対策を講じなければならない。

以下具体的な提案をしたい。

① 小学校・中学校教員のキャリア教育に関する研修

改正された「教育基本法」では教育の目標の一つとして「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」があげられ、教育振興基本計画においても「キャリア教育・職業教育の推進」があげられている。

また、学習指導要領ではキャリア教育を「勤労観や職業観を育てるためのキャリア教育などを通じて、学習意欲を向上するとともに・・・」と基本的な考え方を示している。

そのため、国語をはじめ算数、理科、生活、家庭など全教科にわたりキャリア教育にかかわる教材が入れられている。

しかし指導の仕方によって、キャリア教育として指導するか、環境教育、福祉教育、健康教育として指導するかは、教員の能力、理解力にかかっている。特にキャリア教育についての教員理解度が十分ではないように感じる。また、教材研究の不十分さがあるようにも感じる。キャリア教育の必要性について教員に十分な認識を持ってもらうことが大切で、小学校だけでなく中学校教育においても同様である。

② 「トライやるデー、ウィーク」(体験活動)の導入

「トライやるウィーク」は平成7年1月の阪神・淡路大震災や同9年の神戸市での世間を震撼させる事件を契機に、兵庫県で平成10年度から取り組まれた。『「トライやるウィーク」は、職場体験、農林水産体験活動など、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な体験活動を通じた、豊かな感性や創造性などを自ら高めたり、自分なりの生き方を見つけることができるように支援するものである』(兵庫県教育委員会)

小学校からのキャリア教育は、まず「見る」ことが重要で社会を支えるいろいろの職業について知識として教えるのではなく、「お店調べ」や「職場見学」などを通して児童が自ら学びとることが大切である。

次に高学年では「知る」ことを学ぶことが必要である。いろいろの職業の社会での役割や労働の必要性など勤労観や職業観を学ばせる必要がある。これらのことを実現するためには教室から町に出ることである。そして児童が自ら学ぶことである。そのためには、

商業施設や企業などの協力が必要で、児童たちの学びを補助する「企業内ボランティア指導者」を教育委員会の責任で育成する必要がある。

中学生は「体験する」ことが必要である。兵庫県の「トライやる」は「生きる力」を育む教育の充実を図るための心の教育としてはじめられたが、ここでは、職場体験を通して生徒に勤労観、職業観を育ませることが必要である。また、このような体験から「自主性」「無償性」「社会性」を柱とするボランティア活動に対する理解も期待できるのではないかと思う。

③ 「追相談システム」制度の実施

中学卒の就職者の7割が3年以内に離職するという。高校卒の就業者においても5割が3年以内に離職する現状は、小中学校のキャリア教育・職業教育の徹底だけでは到底解決できないのは当然である。

「追相談システム」とは中卒者や高卒者が職業や修学上で問題が生じたとき、相談を持ちかけることができる組織である。過去に少年愛護センターの運営にかかわった経験から、修学や就職での悩みを相談するところもなく、ただちに退職や退学に結びつけてしまう例が多いのではないかとの印象がある。

『追相談員制度』

「あなたの出身中学校の先生が相談に乗ってくれます。

加古川市では、中学校卒業後の1年間、3学年を担当された（卒業生を送り出された）先生方の中から1名の先生に「追相談員」として、卒業生のみなさんの相談にのっていただくようにしています。職場や学校のことでは何か相談したいことができたなら、ひとりで悩まずに、出身中学校の「追相談員」や旧担任の先生に気軽に連絡をとって相談してください。また、少年愛護センターでも相談員がみなさんからの相談を待っています。悩みができたらいつでも電話してください。」

このような制度があれば、離職者や中途退学者を少なくできる手段とならないであろうか。ただ、現在は担当の先生の過重労働が問題で、専門の相談員（ハローワークの学校版）を置くことができないか検討中である。

○ 120ページに及ぶ豊富な資料を備え、現状と課題を丁寧に分析し、改善の方向性がわかりやすく示された優れた報告である。しいて加えれば、義務教育関係がやや後回しにされている感があり、義務教育のキャリア教育、職業教育も極めて大切な分野であり同時に推進すべきではなかろうかと考える。

1 若者の現状と課題について

- ・精神的・社会的自立が遅れ、将来の生き方・働き方について考え、選択・決定することを先送りする傾向
- ・フリーターの増加

これらについては、次のことがらも十分考えられる。

1 遊びの変化も要因

(昔は、野山を駆け巡り、自然を相手に遊びを工夫し、遊びを通して課題解決能力やコミュニケーション能力を身につけた。しかし、今は、同じ部屋に子どもがいても、一人は電子ゲーム、一人は漫画を読み、一人はビデオを見るなどコミュニケーションを図る場となっていない。また、電子ゲームから遊びの工夫は身に付かない。)

2 少子化、兄弟数の減少も要因

(兄弟の数が減り、異年齢との接点が少ないことから、先輩・後輩のあり方について身に付かない。)

3 核家族化

(お年寄りとの接点が減り、背勝の知恵の伝承や年配の方をいたわる場面がなくなっている。)

4 保護者、本人の進路に対する偏った潜在意識

(よい高校、よい大学、よい企業に就職しさえすれば、人生安泰と考える風潮。よりよい企業に就職することが人生最大の目標になってしまい、就職後のいかに生きるかについて考えていないのではないか。会社は年功序列で、いかによいレールに乗るか、乗ってしまえば苦勞せずに自動的にゴールまでたどり着く、という安易なイメージを抱いていないだろうか。)

5 物が溢れ、大量生産、大量消費の時代、100円ショップの登場

(苦勞せずになんでも手に入る。壊れれば使い捨て。直して使う粘り強さ、忍耐力が生まれない。)

6 インスタントの食品の氾濫

(手軽なもの、便利なもの、手間、暇かけないということの習慣化。)

7 家庭の教育力の低下

(家庭のしつけができない現状。わがままな子が育つ家庭環境。欲しいものはなんでも与えられ、壊れても使い捨て。)

2 経済・社会の現状と課題

- ・ 非正規雇用者の増加
- ・ 学校教育で身に付けさせるべき力
(職業人としての心構え、コミュニケーション能力、課題解決能力、自己学習力)
- ・ 少子高齢化による労働力人口の大幅な減少

とあるが次のことがらも関係があると考える。

- 1 「学校教育で身に付けさせるべき力」を十分理解していない現状がある。
(入試の得点に結びつくことに生徒も保護者も教員も目を奪われがちである。)
- 2 非正規雇用者の増加については、企業が正規雇用を拡大することが肝要であろう。

3 学校の現状と課題

- ・ 最近10年間における卒業人材の質について約3分の1の企業が質の低下を指摘
- ・ 学校教育に対する産業界からの厳しい評価
- ・ 学校において社会とのかかわりを意識した教育が十分行われていないとの指摘
- ・ 学生のニーズに対応した職業教育が十分に提供されていない
- ・ 学校制度の見直しを含めた改革を

とあるが、k市の教育委員会例をあげて見ると

- 1 「職業教室の」の実施をしている。
 - ・ 就職する生徒を対象に2日間実施。
 - ・ 「望ましい職業人になるために」講話・実技演習
 - ・ 学校と職場のちがい
 - ・ テーブルマナー
 - ・ 就職に当たっての各自の決意発表
- 2 「産業教育振興会」との連携
 - ・ 小・中学生珠算競技大会の実施
 - ・ 児童・生徒発明創意工夫展の開催
 - ・ 産業教育優良卒業生の表彰
 - ・ 学校緑化コンクールの実施
 - ・ 産業教育功労者の推薦
- 3 地区職業指導競技会の実施
- 4 中学生の職場体験「きらり・ゆめワーク」事業
- 5 「ふれあい講演会」の実施

4 社会全体を通じた現状と課題

- ・ 普通教育中心、座学中心の教育には、職業的自立を促す観点から限界がある
- ・ 職業教育の重要性が十分認識されておらず、普通教育よりも格下に見られる傾向
- ・ 大学進学に実績のある普通科への進学を優先的に考える傾向
- ・ 自らの将来の生き方・働き方等について真剣に考えることなく、安易に普通教育を選択し続けるなど、職業への移行準備が十分に行われず、フリーターや早期離職問題につながっている

これらについては同感である。

II 改革の基本的方向性

9ページの基本的方向性1, 2, 3の内容は、理解でき、その様に認識していかなければならないと捉えている。特に、生涯学習の観点に立ち、様々な方向にアンテナを張り、必要十分条件に匹敵する支援を大切にしなければならないと痛感している。よって、この内容で進めることには異存はない。

- 1 キャリア教育・職業教育の位置づけにもあるように、「一定又は特定の職業に従事するため」でなく、「社会的・職業的自立」との目的も含めて総合的に「必要な知識、技能、態度を育む教育」の充実を進めることは、極めて重要である。

この理念の実現のためには、

○道徳教育（勤労）や特別活動はもちろんのこと、社会科教育などの全ての教育活動が総合的に機能し合う体制が不可決となる。

○また、各学校期、各学年期の発達課題、特質、実態、等を十分に踏まえた上で、総合的・系統的・組織的な取り組み体制の構築が必要である。

※義務教育期の普通教育を施す学校に対しては、この2点を十分に理解させないと効果が望めない可能性が出てくる。

- 2 学校司書や特別支援教育コーディネーターの指名など、新たな取組の度に、校務分掌組織の複雑化が進み、また、教師の徒労感・疲弊感・多忙感が深刻化している現状がある。

「キャリア教育・職業教育が必要なことである」との認識はあっても、この意識を払拭(改善)する必要がある。

そのためには、

○特定担当者業務ではなく、校長のリーダーシップのもとで学校全体で取り組む内容

であるということを、全職員が理解し、実践する体制を構築できる支援が伴うことである。(人的配置など)

○業務の効率化を進め、負担過重とならないような配慮を実施することである。

- 3 地方教育委員会においては、キャリア教育・職業教育の実施を物心から支援する体制を構築することである。

そのためには、

○座学ではなく、体験的な学習が極めて教育効果の高い内容であることに鑑み、体験学習の実施に必要な支援を講じる必要がある。

○兵庫県で実施されている「トライやる・ウィーク」のような事業から、これらを、佐世保市教育委員会では、「特色ある学校づくり実践事業」として立ち上げ、各学校の体験的活動等の支援を進めている。この中では、職場体験活動が地域の特色に応じて活発化してきており、効果が上がっている。

(参考意見) キャリア教育を推進するための条件整備

- 1 キャリア教育を推進するための学校内の組織・体制作り
- 2 教員の資質向上と専門的能力を有する教員の養成
 - ・すべての教員がキャリア教育の本質的理解を共有
 - ・全ての教員が基本的なキャリア・カウンセリングを行うことができるよう研修プログラムを開発・普及
 - ・キャリア教育の視点に立ったカリキュラム開発能力や地域社会等とコーディネート能力を身に付けさせるための教員研修の充実
- 3 学校外の教育資源活用にかかるシステムづくり
 - ・職場体験、インターンシップ等の受け入れ先の確保など、体験活動推進のための学校、地域、企業、関係行政機関等でのシステムづくり
 - ・地域の産業界等における人材をキャリア・アドバイザーとして確保・活用するためのシステムづくり
- 4 保護者との連携の推進
 - ・学校からの保護者への積極的な働きかけ
 - ・家庭の役割の自覚
 - ・保護者の学校教育への積極的な参画
- 5 関係機関等の連携と社会全体の理解の促進
 - ・インターンシップ等を推進していくために、関係機関等が連絡・協議を行う場を国、地方レベルで整備
 - ・ハローワーク、大学、専門学校等との連携や経済団体、企業等の理解と協力の推進

平成 21 年 9 月 29 日

中央教育審議会

キャリア教育・職業教育特別部会長

田村 哲夫 様

全国連合小学校長会 向 山 行 雄

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」に関する意見

貴特別部会におきましては、今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について精力的に検討されていることに対し、深く敬意を表します。全国連合小学校長会としても、小学校におけるキャリア教育の重要性について深く認識しているところであり、下記について意見を表明いたします。

記

1 「Ⅱ 改革の基本的な方向性」について

- (1) 改革の基本的方向性の 3 つの柱について、基本的に賛成である。特に方向性 1 の「義務教育から高等教育にいたるまで体系的に身に付けさせるため、キャリア教育の視点に立ち、社会・職業とのかかわりを重視しつつ教育の改善を図る」ことに大きな意義がある。
- (2) 「学校の教育活動全体を通じた体系的なキャリア教育」について小学校段階では、特別活動の中で係活動や当番活動等として指導し、望ましい勤労観・職業観の育成に努めている。また、生活科、社会科等各教科の指導においては、様々な職業をとおして、児童が現在及び将来の生き方を考える学習を設定している。したがって現行の教育課程の枠組みの中で実施されているキャリア教育を大きく変更することは、各学校に混乱を招くことはないか不安がある。
- (3) 「義務教育段階からの体系的な取組」には賛成できる。しかし、(2)と関連し、キャリア教育として特化した枠組みを設定するのではなく、キャリア教育の視点から現状を見直し、より一層意図的にキャリア教育を進めることが肝要である。
- (4) 「小学校の時期においては、・・・・・・体験活動の更なる充実を図ることが期待される。」については、キャリア教育推進の観点からは理解できる。しかし、新学習指導要領によって、各学校は授業時間数の増加によって、多忙な状況にあるため、これ以上の体験活動の充実を期待することは難しい。

- (5) (4)と同様の趣旨で、「義務教育段階において体験を踏まえたキャリア教育・職業教育を進めていく上で、・・・」という表現は、キャリア教育において、「地元の企業、商店、公共機関等との連携・・・」が必要である、連携しなければいけないという誤解を招きかねないので、例示とするなどの表現としたい。

2 「Ⅲ 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方」について

- (1) 基本的に賛成である。
- (2) 3-(1)-②推進方策、指導の在り方で、「中核となる時間を高等学校の教育課程に明確に位置付けることも考えられる」とし、「小中学校の学習指導要領との整理が必要」としている。各教科等の指導だけでなく、給食指導や清掃指導等まで一人の学級担任が行っている中で、キャリア教育が行われている小学校とそうではない高等学校とが、キャリア教育の在り方について教育課程上異なることは、当然であると考え。無理にキャリア教育・職業教育の視点から体系化しすぎないように配慮が必要である。

3 「各学校段階を通じたキャリア教育・職業教育の在り方」について

- (1) 新学習指導要領では、特別活動の学級活動の内容として新たに「清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解」が加えられた。働くことの意義や大切さを実感させ、望ましい勤労観や職業観を自ら形成させることが重要である。あわせて、「役割を分担し、学級の一員として認められ、みんなから必要とされているという認識をもつなどの自己有用感や仲間と共に活動をしているという充実感がもてる」ことが大切であるとされている。v-1-(1)では必要な能力等が示されているが、能力だけでなく、意欲などの情意面についても考察する必要があると考える。
- (2) 「初等中等教育と高等教育段階で・・・円滑な接続を図り・・・議論を深めていくことが求められる」とあるが、新しい枠組みだけでなく、現状の教育課程の中でいかにキャリア教育を改善・充実させるかという視点で検討していただきたい。
- (3) v-3-(2)では、一人ひとりの児童生徒のキャリア教育にかかわる学習状況を次の学校へ引き継ぐことについてふれている。新たに学習ポートフォリオを作成するという意見もあるようであるが、現行の指導要録を活用し、学校種間の円滑な接続をはかる方法を検討してほしい。

中学校におけるキャリア教育について

全日本中学校長会 生徒指導部長
渋谷区立上原中学校長 大江 近

1 義務教育段階で育成すべき能力（キャリア教育の視点から）

- 1 人間関係形成能力・・・自他の理解能力 コミュニケーション能力
- 2 情報活用能力・・・情報収集・探索能力 職業理解能力
- 3 将来設計能力・・・役割把握・認識能力 計画実行能力
- 4 意志決定能力・・・選択能力 問題解決能力

2 中学校3年間を見通したキャリア教育の体系化（例）

1年生

- 身近な職業調べ・・・なりたい職業、就きたい職業、身近な職業について調査・インタビュー等
- 掲示物・新聞づくり・・・調べたことを受け手を意識して伝える企画をする

2年生

- 職業体験・・・身近な職場に出かけ実際に体験をし、礼儀、意義などを学習する。
- ボランティア体験・・・ボランティアに参加し社会の一員としての役割を自覚する

3年生

- 進路選択・・・進路適性の吟味と進路情報の活用 主体的な進路の選択と将来設計
- 生き方の学習・・・将来人間としての生き方について考えさせる

3 キャリア教育と進路指導

キャリア教育・・・キャリア発達への支援

- 望ましい勤労観・職業観を育てる教育
- 自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を身につける。

進路指導・・・人間としての生き方の指導

- 学ぶこと働くことの意義の理解
- 自主的な学習態度の形成
- 進路適性の吟味と進路情報の活用
- 望ましい勤労観・職業観の形成
- 主体的な進路の選択と将来設計

4 今後のキャリア教育の在り方について

- 1 学校教育の課題として特化せず社会全体の課題として検討すべきである。
- 2 課題の焦点化を図り達成可能な目標とすべきである。
- 3 教育課程上の位置づけを明確にすべきである。

キャリア教育・職業教育特別部会 様

平成 21 年 9 月 29 日

キャリア教育・職業教育に関する意見

全国特別支援学校長会

会長 岩井 雄一

中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会の審議にあたり、今回このような機会をいただき、ありがとうございます。本会としての意見を述べさせていただきます。

1 審議経過について

短期間の内に、後期中等教育、高等教育段階におけるキャリア教育・職業教育の在り方を中心に整理と今後の方向性を示されたことに敬意を表します。

また、「義務教育段階から、将来の自立の基礎として、勤労観・職業観等を培っていくことが不可欠であり、小学校、中学校についても検討を深めるとともに、家庭との連携や、社会・職業への移行後の生涯にわたるキャリア形成支援等についても、併せて検討を行っていく。」と明言したことに対しても、大変重要な視点だと受け止めています。

2 特別支援教育についての記述

特に、特別支援教育については、審議経過報告の 14 ページ、2 つ目の段落において、「発達障害を含め、障害のある生徒については、その自立や社会参加に向けて持てる力を伸ばすという観点から、個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で、適切なキャリア教育・職業教育を行うことが重要である。」という部分に記述されていますが、これだけでは、今後の検討に向けての具体的な議論が、本部会の場では十分尽くされていない状況と受け止められます。以下に述べる実態を踏まえた検討をお願いしたいと思います。

3 特別支援教育の現状

改正教育基本法に定められた理念に基づき、幼小中の学習指導要領を踏まえて、特別支援学校学習指導要領が改訂されました。この中で、特別支援学校においては、自立と社会参加をすすめるために、一人一人の児童生徒に応じた指導を一層充実させることが初めて明確に規定されました。

現在、特別支援学校数は、1、030校あり、在学者は過去最高の11万7千人で、前年度より5千人増加しています。また、特別支援学級在籍者は、年々約1万人ペースで増加しており、特別支援学校在籍者とあわせて義務教育段階での全児童生徒数の約2.17%になります。

就職状況は、特別支援学校高等部卒業生1万5千人のうち23.8%にあたる3,558人が就職しています。障害（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病弱）により差はありますが、卒業後のアフターケアを厚生労働省とも連携を図って充実させてきています。（資料1・2・3）

私たちは、特別支援学校の教育理念として、自立と社会参加を目指した指導内容方法を検討し、実践してきました。それは、就職させることのみを目標としておらず社会での生活を目指してきました。

その成果は、キャリア教育や職業教育においても先行実施している分野もあり、普通教育の中でも活かせる内容が多く含まれています。（資料4・5・6）

4 「報告書の現状と課題」の捉え方について

障害のある児童生徒は、特別支援学校に入学する段階で、将来について保護者も悩みながら、入学してきている方も少なからずいる現状では、「とりあえず」といった考えではなく、将来の自立と社会参加を願いながら、目標をしっかりと持って学習しています。

報告書では、3ページ最終段において「社会的・職業的自立に必要な能力等を、義務教育から高等教育に至るまで体系的に身に付けさせていくことが求められている。」とありますが、特別支援学校においては、小学部・中学部・高等部を併せ持つ学校も数多くあり、

従前より体系的に指導を行っています。

特別支援学校では、現場実習やインターンシップを行いながら、入社前にスキルアップを行い、就労に結び付けている実績もあります。また、企業との連携を図り、指導方法も研究を進め、実際に学校教育場面についてもアドバイスをもらう体制もできつつあります。

特別支援学校は、特別支援教育のセンター的機能を持っていますので、今までの実績を地域の普通教育へ結びつけて行くことができると思います。

しかし、障害のある生徒にとっては、自立や社会参加したくても、受け入れ先が少なく、就職できなかつたり、支援があれば就職できるのに、その体制が整っていない状況があります。適切な支援を受ければ充分、自立や社会参加ができる方もいます。

また、報告書22ページ5段にあるように「高等教育機関において高等学校専攻科の学修を単位として認定することはできず、高等学校専攻科修了者について、高等教育機関に編入学することができない」状況があり、盲学校の卒業生の進路が狭まっています。（資料7）

5 今後に向けて

- ・就学前教育の充実
- ・小学校及び中学校段階におけるキャリア教育の充実
- ・職業教育を進めていく上での、専門高校や高等専門学校等との制度上の違い
- ・学校や教育委員会と地元の企業、商店、公共機関等との連携・協力
- ・特別支援教育の指導内容方法の普通教育との共有化
- ・普通教育と特別支援教育の教育内容（学習指導要領、使用教科書等）の連続性
- ・高等学校卒業後における職業教育を継続して受ける機会の提供
- ・産業構造の変化に応じた障害者の安定雇用
- ・特別支援学校（盲学校）専攻科卒業生の大学編入学の推進
- ・特別支援教育関係者も含めた検討委員会の設置

資料1

表1 特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況

区 分	計	進 学 者	教育訓練機 関等	就 職 者	就 職 率 (%)	福 祉 施 設 等	そ の 他
平成19年3月	14,284	481	512	3,304	23.1	8,256	1,731
平成20年3月	14,417	460	468	3,506	24.4	9,110	873
視 覚 障 害	708	142	16	108	15.3	348	94
聴 覚 障 害	422	160	33	179	42.4	36	14
知 的 障 害	10,631	82	308	2,886	27.2	6,855	500
肢 体 不 自 由	2,223	38	38	262	11.8	1,649	197
病 弱 ・ 身 体 虚 弱	433	38	34	71	16.6	222	68

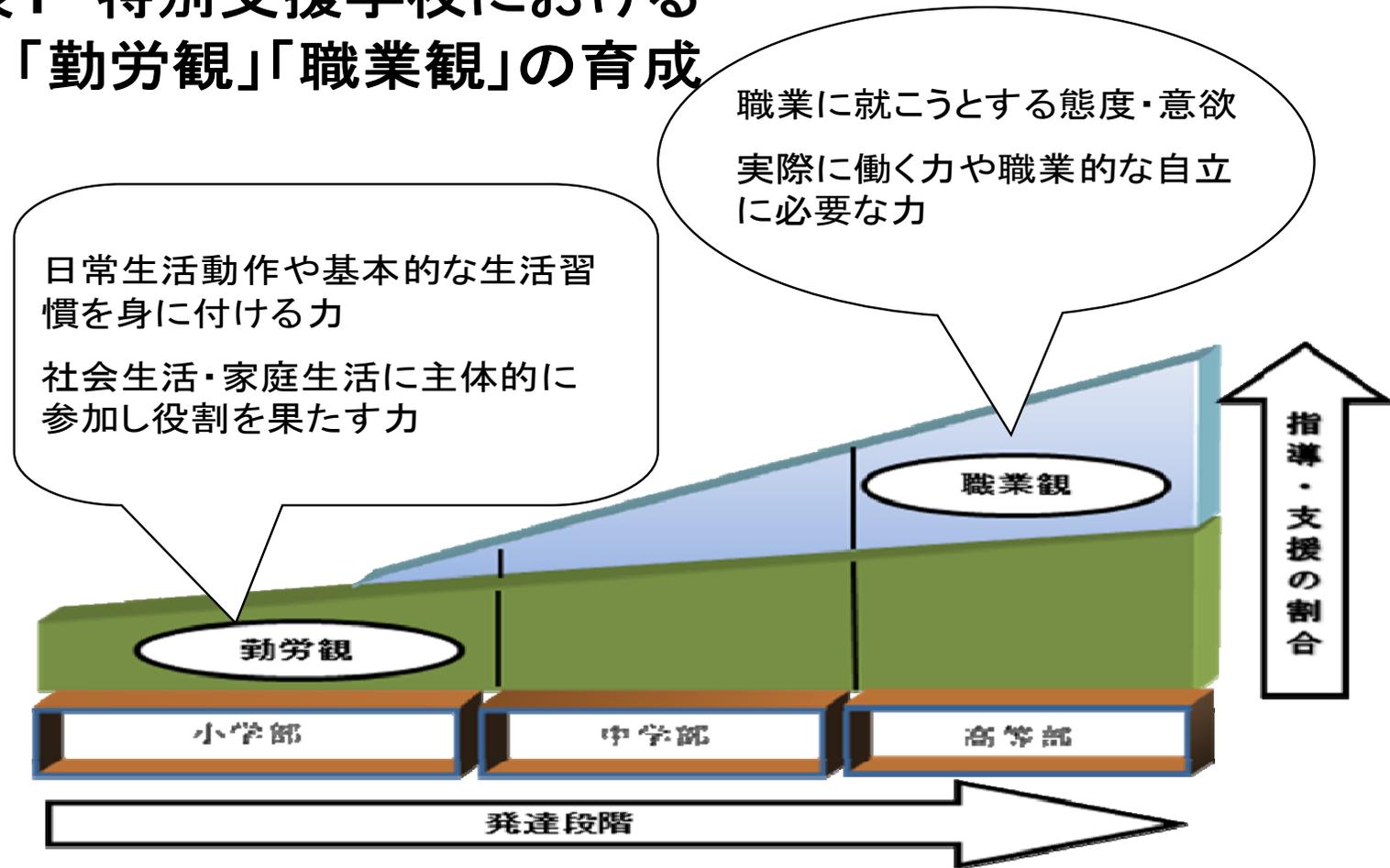
表2 高等部卒業者 職業別就職者数

区分	計	専門的・ 技術的 職従事者	事務 従事者	販 従事者	売 従事者	サ 職従事者	ー ビ ス 業 者	保 職 従 事 者	安 業 者	農林漁業作業者			運 通 従 事 者	輸 信 者	生 産 工 程 ・ 労 務 作 業 者	左 記 以 外 の も の
										農 作 業 者	林 業 者	漁 業 者				
計	3,513	57	168	364	862	8	50	3	102	1,659	240					
視覚障害	108	22	3	8	20	—	—	—	3	42	10					
聴覚障害	179	—	19	3	14	—	1	—	—	137	5					
知的障害	2,892	29	108	306	742	7	43	3	95	1,353	206					
肢体不自由	262	4	29	37	70	—	3	—	2	101	16					
病弱・身体虚弱	72	2	9	10	16	1	3	—	2	26	3					

表1 特別支援学校高等部卒業者 産業別就職者数

区	分	計	農業, 林業	漁業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸 業, 郵便業	卸売 業, 小売業	金融 業, 保険業	不動 産業, 物品貸 業	学術 研究, 専門・ 技術サー ビス	宿泊 業, 飲食サー ビス業	生活 関連サー ビス業, 娯楽業	教育, 学習 支援業	医療, 福祉	複合 サービス 事業	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	公務 (他に 分類さ れる ものを 除く)	左記 以外の もの
	計	3,513	56	5	1	38	1,227	12	19	204	591	22	5	16	304	218	32	250	75	315	57	66
	視覚障害	108	1	1	—	1	31	—	—	4	17	1	—	1	6	7	—	25	1	10	1	1
	聴覚障害	179	1	—	—	2	137	—	—	—	11	7	—	—	7	5	1	1	1	6	—	—
	知的障害	2,892	46	4	1	30	968	9	14	188	494	11	5	8	262	186	24	194	71	265	49	63
	肢体不自由	262	5	—	—	5	72	3	5	6	54	2	—	5	22	16	5	24	2	29	6	1
	内弱・身体虚弱	72	3	—	—	—	19	—	—	6	15	1	—	2	7	4	2	6	—	5	1	1

表1 特別支援学校における
「勤労観」「職業観」の育成



参考資料：東京都教育委員会平成 20 年度 障害のある児童・生徒の自立と社会参加を目指した指導の研究・開発事業
(キャリア教育推進委員会) 報告書

表5 各学部のキャリア教育で大切にしたいポイント

	小学部	中学部	高等部
人間関係形成	<p>○集団生活の開始時期であり、対教員・大人の関係から、対友だちの関係を築き始める時期。</p> <p>・一人遊びと集団遊びを併存させ、効果的に両立させていく。</p>	<p>○グループ活動が中心となり、友だちと協力して学習や活動に取り組む時期。</p> <p>・自分の長所や短所を知ることから始まり、相手の立場に立って考えることができるようにする。</p>	<p>○他者の考えや違いを理解し、実習等における実際的な職業体験を通して、自己の適性や能力を知る時期。</p> <p>・実習を通して、相手の立場に立つことや、就業体験のまとめを行い、働くことへの意欲がもてるようにする。</p>
情報活用	<p>○見本やお手本のおりに行動する力や、周囲の状況を理解して行動する力を身に付ける時期。</p> <p>・作って使う、作って食べるといった楽しさを伴う経験を重ねていく。</p>	<p>○公共施設等の利用の仕方や社会のマナーを知る時期。</p> <p>・実際的な体験や調べ学習を通して正しい情報を得ることによって、進路に関する情報や社会的マナーを理解できるようにする。</p>	<p>○社会の様々な制度やサービスに関する理解と実際生活での利用を学ぶ時期。</p> <p>・卒業後の社会人生活を想定し、ロールプレイ等を通してサービスの利用の仕方や相談方法を理解できるようにする。</p>
将来設計	<p>○身近の自立から始めて、役割活動が導入されていく時期。</p> <p>・家庭内でのお手伝いや、教室内で行える係活動等を取り入れていく</p>	<p>○教室内の仕事に限らず、活動の範囲も広がって仕事内容も細分化されていく時期。</p> <p>・他の人のために自分の役割を行っていく点を重点に指導にあたっていく。</p>	<p>○社会生活の中で自分が果たすべき役割を理解し、実行する時期。</p> <p>・生徒会活動やクラスでの係活動を中心としながら、自ら役割を遂行できるようにする。</p>
意思決定	<p>○経験を通して、好きなもの・行きたい場所等のレパトリーを広げていく時期。</p> <p>・できないこと、わからないことがあった時に、適切な手段で表現するといった、社会性の基礎も同時に養っていく。</p>	<p>○選択肢の内容や意味を理解させ、選ぶ力を付けることを大切にしていける時期。</p> <p>・興味、関心に基づく単元を設定し、やりたい活動を選択、決定できるようにする。</p>	<p>○卒業後の生活に期待をもつとともに将来設計に結びつく進路計画を行う時期。</p> <p>・現場実習等を通して、自ら進路を選択するだけでなく、個別移行支援計画を活用し、進路学習を進めていく。</p>

参考資料：東京都教育委員会平成20年度 障害のある児童・生徒の自立と社会参加を目指した指導の研究・開発事業(キャリア教育推進委員会) 報告書

表6 特別支援学校版キャリア教育発達段階表

領域	能力	高等部(軽度)		
		1年生	2年生	3年生
		職業及び卒業後の家庭生活に必要なスキルの獲得の時期		
人間関係形成能力	自他の理解能力 コミュニケーション能力	自分や友だちのよいところを見つける。また友だちのよいところを認める。	自分や友だちの長所や短所に気付き、集団の中で自分らしさを発揮する。	自分のよさや個性がわかるとともに、様々な場面において他者のよさや感情を理解し表現する。
		集団の中で、自分の役割と責任を理解し、互いに支え合いながら仕事をする。	リーダーとそれを支える人の立場を理解し、チームを組んで互いに支え合いながら仕事をする。	上司と部下の関係を理解し、職場での立ち居振る舞いや言動に気を付けて仕事をする。
		人間関係の大切さを理解し、コミュニケーションスキルの基礎を習得する。	TPOに応じ、相手の立場に立って行動しようとする。	他者に配慮しながら積極的に人間関係を築こうとする。
		自分を知る(職業) 進路相談(日常生活の指導、職業) 集団の一員としての役割遂行(作業学習、文化祭や運動会等の特別活動) 服装、身だしなみ、言葉遣い(日常生活の指導、職業、作業学習) 集団競技(保健体育) 性に関する指導(日常生活の指導、保健体育)	TPOに応じた言動(国語、職業等)	社会人生活に向けて(職業)
情報活用能力	情報収集・探索能力 職業理解能力	就業体験や職場見学を通して、働くことの意義や働く上で必要なことが分かる。	学んだり体験したりしたこと、自分の生活や職業との関連を多面的に情報を集めて考える。	多様な職業観、勤労観を理解し、職業や勤労に対する理解、認識を深める。
		図書やインターネットを積極的に活用し、自分に必要な情報を収集する。	生き方や進路に関する情報を様々なメディアを通して調査、収集、整理し活用する。	社会の法制度や福祉サービスの活用の仕方や手続の方法を知る。
		公共施設、交通機関利用のルールとマナー(職業、総合的な学習の時間) パソコンの利用(情報) 金銭管理(数学、職業) 電話の使い方(職業) 就業体験、産業現場等における実習(職業) 法制度の理解(職業)		
将来設計能力	役割把握・認識能力 計画実行能力	将来の夢や希望を膨らませ、自分にふさわしい仕事や職業への関心を高める。	将来の夢や希望を膨らませ、それに基づいた筋道を立て、その達成に向けて努力する。	将来の進路希望に基づいて当面の目標を立て、その達成に向けて努力する。また、自分の将来を暫定的に計画する。
		社会生活にはいろいろな役割があることを理解し、その大切さが分かる。	様々な職業の社会的役割を理解し、自己の生き方を考える。	学校・社会において自分の果たすべき役割を自覚し、積極的に役割を果たす。
		健康管理(保健体育) 調理学習、買い物、洗濯、美化活動(職業、家庭、生活単元学習) 将来の設計(職業) 余暇利用(生活単元学習、総合的な学習の時間)		
意思決定能力	選択能力 課題解決能力	自分がやりたい、あるいは自分に必要だと思う学習に進んで取り組む。	自己の個性や興味・関心等に基づいて、よりよい選択をしようとする。	選択の意味や判断、決定の過程、結果には責任が伴うことを理解する。
		自己の課題を理解し、その解決に向けてねばり強く取り組もうとする。	自己の課題に積極的に取り組み、主体的に解決していこうとする。	よりよい社会生活、進路決定を目指して自ら課題を見出していくことの大切さを理解する。
		目標の設定と振り返り(日常生活の指導) 作業学習 校内宿泊、移動教室	移動教室	修学旅行

参考資料：東京都教育委員会平成20年度 障害のある児童・生徒の自立と社会参加を目指した指導の研究・開発事業（キャリア教育推進委員会）報告書

資料 7

視覚障害者を対象にした特別支援学校（盲学校）専攻科卒業者の 大学編入学の必要性について

全国盲学校長会

1 盲学校専攻科（3年課程）の学修の状況

- (1) 盲学校専攻科の保健理療科、理療科、理学療法科では、それぞれの養成施設認定規則に基づきカリキュラムを定め、学修を行っている。これは専修学校も同じである。修了後も専修学校と同じく国家試験を受験し、資格を取得している。
- (2) 専修学校からは、大学編入が可能である。一方で、専攻科からの大学編入は認められていない。

2 盲学校専攻科卒業生の就労状況について

あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師には、スポーツ分野等新たな職域での活躍も期待されている。しかし、晴眼者のはり師、きゅう師免許取得者の増加や無資格でのマッサージ営業の増加により、その職域が圧迫されている。

3 盲学校専攻科からの大学編入を可能にすることでのメリット

- (1) 円滑な進路拡大が生徒の学習意欲と自己肯定感を高める。
専攻科卒業後の進路として進学の可能性が広がる。多様な進路選択が可能になることや、学士の称号を得られることで学ぶ意欲と自己肯定感が高まる。
- (2) 専門性を高め、職域の拡大が期待できる。
医療分野で求められる知識技能は日進月歩である。さらに学修することで専門性を高めることができる。また、健康運動技能士等の資格取得やスポーツ分野を含め広範囲な学修をすることができる。これらにより職域の拡大が期待できる。
- (3) 学士の称号を得て、教員免許を取得することができる。
現在、理療科教員免許は、理療科卒業後に筑波大学附属理療科教員養成課程（別科2年課程）に進学することで取得できるので、学士の称号を伴わない。大学編入を可能にすることで、筑波技術大学等での教員養成制度が整備された場合には、学士の称号を得て教員免許を取得することができる。